

美瑛町・東川町

公営企業会計システム構築及び移行支援業務
に係る公募型選定実施要領

令和4年3月
美瑛町・東川町

1 業務の概要

(1) 業務名

美瑛町・東川町公営企業会計システム構築及び移行支援業務

(2) 業務の目的等

この要領は、美瑛町・東川町公営企業会計システム構築及び移行支援業務（以下「システム構築及び移行支援業務」という。）における地方公営企業法に基づく公営企業会計の適用に向け、財務会計業務を行うために必要なシステムを構築すること及び公営企業会計移行事務について専門的見地から指導、助言及び必要な資料作成等を行うことを目的とする。一層の向上を図るため、システム構築及び移行支援業務の受託を行い得る能力を有する民間事業者のうち、特に業務に対する意欲、資質及び技術的能力等が優れた者をプロポーザル方式により選定し、業務を委託するために必要な手続等について定める。

2 選定方法

公募型選定方式

3 予算限度額

	システム構築及び 移行支援業務	(税込み)	
		内システム構築分	内移行支援分
美瑛町	6,720,000円	1,000,000円	5,720,000円
東川町	12,500,000円	4,000,000円	8,500,000円
計	19,220,000円	5,000,000円	14,220,000円

※ ただし、美瑛町の「内システム構築分」の金額は、下水道事業にかかる公営企業会計システム構築分とする。（美瑛町公共下水道事業公営企業会計システム構築及び移行支援業務仕様書第5条第13項参照。）

※ 前項の金額は、契約額や予定価格を示すものではない。提案に当たっては上記金額を超えないものとする。

4 事務担当課

東川町都市建設課公共施設管理室 主任 西潟 秀行

〒071-1492 上川郡東川町東町1丁目16番1号

電話番号：0166-82-2111

FAX：0166-82-3644

メール：koukyou@town.higashikawa.lg.jp

5 参加資格

本選定に参加できる者は、次に掲げる事項を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 国（公社、公団及び独立行政法人を含む。）、道、他の地方公共団体及び両町から工事等に関し、参加申込日において、指名停止の措置を受けていないこと。
- (3) 北海道内に事業所を有すること。
- (4) 当該会社が、参加申込日において、会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づく更生手続き開始若しくは更生手続き開始の申立てが、なされていないこと、又は、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始若しくは再生手続き開始の申立てがなされていないこと。
- (5) 国税及び地方税等の滞納がないこと。

6 参加表明書及び会社概要書の作成及び提出

本選定に参加しようとする者は、参加表明書及び会社概要書を提出するものとする。

- (1) 提出期間 令和4年3月22日（火）から令和4年4月13日（水）
- (2) 提出方法 持参（土曜日、日曜日及び祝日を除く日の午前8時30分から午後5時00分までとする。）又は郵送（提出期限までに必着のこと）によること。
- (3) 提出場所 4の事務担当課
- (4) 提出書類 参加表明書（様式第1号）
会社概要書（様式第2号）
○会社概要に必要な添付書類（ただし、令和3・4年度東

川町指名競争入札の参加資格を有するものは添付書類を省略することができる。）

- ・履歴全部事項証明書（登記簿謄本）（6か月以内に発行されたもの）を添付のこと（写し可）
- ・納税証明書
- ・履行実績等（任意様式）

(5) 提出部数 各1部

(6) 参加者選定決定通知 令和4年4月18日（月）

7 本選定に関する質問及び回答方法等

- (1) 質問の内容 仕様書、参加表明書、会社概要書及び提案書等の作成に係る質問に限るものとし、審査及び評価に関する質問は一切受け付けない。
- (2) 受付期間 令和4年3月30日（水）午後5時00分まで
- (3) 提出方法 質問票（様式第4号）に必要事項を記入し、電子メールで提出する方法に限るものとする。
- (4) 提出先 4の事務担当課
- (5) 回答方法 電子メールにて令和4年4月6日（水）に回答する。

8 提案書等の提出

参加表明書及び会社概要書を提出し、要件を満たすものとして本選定への参加を認められた者は、次に定める書類を提出するものとする。

- (1) 提出書類
 - ・提案書（任意様式A4縦）
 - ・見積書（任意様式）

※システム構築及び移行支援業務に対する見積書は「3 予算限度額」に示すとおり全体の見積もり額と内訳を明示すること。

※システムを使用するにあたり発生するデータセンター等の使用料金は、本業務の契約締結後、必要に応じ別途、契約を行う予定である。参考までに、今後発生する使用料金について見積もり額を提示すること。

なお、美瑛町分においては4会計でを使用することから使用料を均等割りし1会計あたりの月額使用料をすること。

・パンフレット等

※ 提案書の作成に当たっては、「美瑛町・東川町公営企業会計システム構築及び移行支援業務提案書作成要領」を参照すること。

(2) 提出期限 令和4年4月28日(木)午後5時00分

(3) 提出部数 提案書、操作マニュアル・パンフレット等は各8部(これら以外の提出書類は各1部)

(4) 提出方法 持参(土曜日、日曜日及び祝日を除く日の午前8時30分から午後5時00分までとする。)又は郵送(提出期限までに必着のこと。)によること。

(5) その他 提出期限までに提案書等の提出がない場合は、参加を辞退したものとみなす。

9 審査、評価及び選定

(1) 選定委員会の設置

提案書等の審査、評価及び最も優れている提案者の選定は、「美瑛町・東川町公営企業会計システム構築及び移行支援業務選定委員会」において行う。

(2) プレゼンテーション

事業者は、プレゼンテーションを行うものとし、詳細な日時等については別途通知する。(パソコン及びプロジェクターは、各事業者が準備するものとする。)プレゼンテーションの時間は、1事業者60分(質疑応答時間10分程度を含む。)とする。

(3) 審査結果の通知及び公表

① 提案の内容等を総合的に審査及び評価し、最も優れていた提案者を選定する。

② 審査結果は、令和4年5月11日(水)書面にて通知する。また、東川町のホームページ上でも公表する。

③ 選定結果に関する質問は受け付けない。

10 契約の締結

(1) 契約金額

上記9により最も優れた提案者として選定された者を本業務に係る随意契約の相手先として、見積額が予定価格の範囲内であれば、その者と契約

を締結する。

最も優れた提案者との見積合わせが不調の場合は、次順位者との見積合わせを行う。

(2) 契約期間

令和4年5月12日(木)から令和5年3月31日(金)まで

1.1 その他

(1) 本選定に係る提案書等の作成、提出、プレゼンテーション等に要する費用は、各事業者の負担とする。

(2) 本選定の実施スケジュール

実施内容	実施期間又は期日
参加表明書及び会社概要書の受付期間	令和4年3月22日(火) 午前8時30分から 令和4年4月13日(水) 午後5時00分まで
質問受付期限日	令和4年3月30日(水)
質問回答日	令和4年4月6日(水)
参加者選定決定通知日	令和4年4月18日(月)
提案書等の受付日	令和4年4月28日(木)
プレゼンテーション開催日	令和4年5月10日(火)
審査結果の通知日	令和4年5月11日(水)
契約締結日	令和4年5月12日(木)

(3) 公営企業会計システム構築スケジュール

実施内容	実施期間又は期日
システム構築完了日	令和5年3月31日(金)
R5予算要求機能構築完了日	令和4年10月31日(月)
R5予算書原稿作成機能構築完了日	令和5年2月1日(水)

(4) 移行支援スケジュール

実施内容	実施期間又は期日
条例・規則等の制定及び改廃(東川町のみ)作業完了日	令和4年11月10日(木)
職員研修期間	令和4年7月～9月の期間中に実施
その他の項目	都度両町と協議